様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第９条（第12条の２）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

１　業務区域

注１　下記⑴の事項を記載すること。

２　法第117条第１項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記⑵及び⑶の事項を記載すること。

３　特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記⑵の事項を記載すること（ただし、２により記載した下記⑵の事項と同一となる場合は記載を要しない。）。

４　基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記⑵及び⑶の事項を記載すること（ただし、２により記載した⑵及び⑶の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。）。

⑴　提供区域

注１　一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。

２　都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

３　国際電気通信役務を提供する場合（本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。）にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

⑵　利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

注　市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

⑶　他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注１　電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

２　⑵において全国を業務区域とする場合は、⑶の記載を要しない。⑵において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における⑶の記載を要しない。

２　電気通信設備の概要

(1)　端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2)　中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

(3)　伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注１　「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第３条第１項第１号及び第２号に定めるところによる。

２　端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第１項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

３　人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（○○衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

４　中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）を記載すること。

５　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九―四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

６　法第117条第１項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の８の２(1)の注に従い記載するとともに、同様式の２(2)の事項も併せて記載すること。

７　伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）において使用する用語の例による。

３　事業開始予定年月日

　注　業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。